

《第1回 高度医療・人材育成拠点の運営形態のあり方検討会》
議事概要

- 1 日 時 令和4年7月8日（金）18：00～19：30
- 2 開催方法 広島県庁北館第1会議室／Web（Zoom）
- 3 参加者 別紙出席者名簿のとおり
- 4 内 容

開会・挨拶

事務局から開会を宣言し、広島県健康福祉局の木下局長より開会の挨拶を行った。

自己紹介

各委員から一言ずつ自己紹介を頂いた。

会長、会長代理挨拶

事務局から谷田委員を会長に指名し、谷田会長から西田委員を会長代理に指名した。

報告事項 高度医療・人材育成拠点ビジョン推進会議での検討状況について

高度医療・人材育成拠点ビジョン推進会議での検討状況について報告

（主な意見）

- 全体のビジョンの考え方が広島都市部に集中しすぎではないか。広域行政を担当する県の病院は県全域のことも考えなければならないので、そういう視点をもう少し出されてはどうか。単に中山間地域だけが対象ではなく、広く高度専門、先進的な医療を県民に提供していくという視点も必要ではないか。

協議事項 高度医療・人材育成拠点の運営形態について

高度医療・人材育成拠点の運営形態について説明

（主な意見）

- 1000床の病院とか医師の派遣機能を重要視すると、医師に来てもらえるような、いわゆる魅力のある病院というのが必須の条件になってくる。人事制度が自分たちで作れるような機能が必要ではないか。
- 地域への循環型の新病院を狙っているところで、あまりにも吸引力が強すぎると医師が循環しなくなるのではないかとということを危惧している。しかし吸引力が強

くなければ、医師を集めることができず、人材育成ができないということになるので、ここが非常に難しい論点と思う。

- 新病院から中山間地域の民間医療機関への派遣を考えた際に、退職金など期間通算ができない場合、新病院の給与体系が魅力的であるほど、派遣が難しくなることが考えられる。医師の給与は一般的に都市部が安く、へき地が高い傾向にあるため、バランスをとる必要がある。
- 県病院が新しい姿になるわけであるから、やはり公立公的な政策医療を担保しないといけない。そのためには、経営形態としては指定管理ではなく、地方公営企業法全部適用か地方独立行政法人のどちらかしか残らないのではないか。
- 今回の場合、いずれの運営形態をするにしても、組織が1つになるというような前提なので、それを具体的にどうやって行うのか。統合に向けた具体的な手順を踏まえて、新病院の運営形態を議論していくべきではないか。
- 兵庫県のはりま姫路総合医療センターではそれぞれ文化の違う病院を統合する際に、財産の整理や職員の移行等を進めていく間、地域医療連携推進法人の期間を経た上で地方公営企業法全部適用としている。この事例は広島県でも参考になる。
- 人材育成・派遣拠点としての機能から考えれば、定員管理等が柔軟な地方独立行政法人が望ましいが、一方で、中山間地域への派遣を考えると、この新病院単体ではなく、行政等としっかりと連携できるように議論していかないといけない。
- ビジョンに3つの運営形態が提言されているが、人の柔軟な採用という点で地方独立行政法人が良いのではないか。ただ職員の身分が変わるということで、医師だけでなく看護師等のスタッフを含めた関係機関の職員に対し、新病院の職員の身分を含めた運営形態について、しっかりと説明していく必要がある。

以上